

平成 24 年 度

国有財産の増減及び現在額に関する説明書
国有財産の無償貸付状況に関する説明書

(第 185 回国会提出)

この説明書は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条第2項及び第37条第2項の規定に基づき、平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書に添附されるものである。

目 次

	頁
平成 24 年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書	1
第 1 序 説	1
第 2 国有財産の現在額	3
第 3 国有財産の増減額	9
平成 24 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書	23
第 1 序 説	23
第 2 無償貸付財産の現在額	23
第 3 無償貸付財産の増減額	25

備 考

この説明書中各表の数字は、単位未満を切り捨てたので、合計欄の数字と内訳の計とは、必ずしも一致しない。

また、「0」は単位未満を示し、「－」は該当がないことを示し、「△」は減を示している。

平成 24 年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度の国有財産の増減及び現在額の内容等を説明するものである。

まず、国有財産の増減及び現在額の説明に入る前に、いかなる財産を国有財産として整理しているか、その増減及び現在額はいかにして作成され、いかなる性質を有する数字であるかについて簡単に説明することとする。

(国有財産の範囲)

1 一般に国有財産という場合には、国が所有するすべての財産が含まれることはいうまでもないが、国有財産法において「国有財産」とは、同法第 2 条及び同法附則第 4 条に規定する次の範囲の財産に限られている。

不動産 (1) 土地

(2) 土地の定着物(建物、立木竹等)

動 産 (1) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(2) 不動産及び上記動産の従物(例えば、建物に附属した照明装置、冷暖房装置、通信装置、昇降機等)

(3) 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具で、現に財務省所管普通財産となっているもの

その他の財産

(1) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(例えば、租鉱権等)

(2) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利(例えば、意匠権等)

(3) 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利

ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

(国有財産の分類及び種類)

2 国有財産には、所有目的、用途によって次のような分類及び種類が設けられており、分類及び種類に応じて管理及び処分の態様を異にしている。

(1) 国有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的に供される国有財産で、更に用途別に次の種類に分けられる。

イ 公用財産 国において国の事務、事業(後述の企業用財産に係るものを除く。)又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、庁舎、国家公務員宿舎等の土地、建物、工作物等)

ロ 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有で国が管理している公園、広場、道路、河川、海浜地等)

ハ 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したものの(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓等)

ニ 企業用財産 国において国の企業(国有林野事業)又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものの

(2) 普通財産は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

(国有財産の管理及び処分のしくみ)

3 国有財産の管理とは、国有財産の取得、維持、保存及び運用をすることであり、処分とは、売払、交換、譲与等を行うことであるが、この管理及び処分に当たる機関は、行政財産と普通財産とで異なっている。

すなわち、行政財産については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(国有財産法では、これらを「各省各庁の長」という。)が、その所管に属する行政財産の管理者となっている。

普通財産については、原則として財務大臣が管理及び処分を行うこととなっている。ただし、国債整理基金特別会計等 13 の特別会計に所属する財産及び財務大臣に引き継ぐことが不適当な財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行うこととなっている。

なお、行政財産、普通財産を通じ国有財産全体としての適正な管理及び処分を図るための権能(国有財産の総括権)は、財務大臣にある。

(国有財産増減及び現在額総計算書の性格)

4 (1) 国有財産増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)は、国有財産法の規定により、各省各庁の長が作成した国有財産増減及び現在額報告書(以下「報告書」という。)に基づいて財務大臣が作成したも

のであり、1会計年度間における国有財産の増減及び当該年度末における国有財産の現在額を示すものである。

(2) 国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に記載されるが、国有財産法第 38 条の規定に基づき、公園、広場を除く公共用財産(道路、河川、海浜地等)及び一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けた財産は、例外としてこれに記載されず、したがって、総計算書及び報告書にも計上されていない。

これら国有財産台帳に記載されていない公共用財産等のうち、道路、河川、海浜地等で道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)等が適用される公共の用に供する財産については、各々の法律に基づき、その所管大臣が現状を明らかにすることとされている。

なお、国有財産台帳に記載されていない国有財産としていわゆる脱落地があるが、実態把握の都度、台帳に記載している。

(3) 国有財産台帳に記載されている財産は、原則としてすべて総計算書及び報告書に計上されるが、国有財産法附則第 2 条の規定に基づき、外国に所在する財産(在外公館等を除く。)の計上は省略されている。

(4) 国有財産台帳に記載される価格については、原則として取得価格主義が採用されている。すなわち、国有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、購入によるものは購入価格、交換によるものは交換当時の評定価格、収用によるものは補償金額、租税の物納によるものは収納価格、代物弁済によるものは当該物件により弁済を受けた債権の額によることになっている。

国有財産台帳に記載される価格については、国の企業に属するもの

等を除き、その後の地価、物価等の変動に伴う修正を行うため、毎年3月31日現在の現況において評価を行い、その評価額により改定(以下「価格改定」という。)を行っている。

なお、国の企業に属する財産については、特別会計法令の定めるところにより価格改定を行っている。

本総計算書は、次の時点において価格改定を行い、その結果を基にして作成したものである。

イ 国の企業に属する財産等以外のものについては、平成25年3月31日現在

ロ 国の企業(国有林野事業特別会計)に属する財産については、昭和51年4月1日現在

第2 国有財産の現在額

(総 額)

1 国有財産の平成24年度末における現在額は、105兆2,547億円である(平成24年度総計算書3頁参照)。

(分類別、種類別現在額)

2 平成24年度末現在の国有財産の現在額を分類別、種類別にみると第1表のとおりである(平成24年度総計算書3頁～9頁参照)。

〔第1表〕 平成24年度末国有財産分類別・種類別現在額

分 類 ・ 種 類	価 格	割 合
行 政 財 産	百万円 28,700,225	% 27.3
公 用 財 産	18,450,789	17.5
公 共 用 財 産	650,728	0.6
皇 室 用 財 産	518,918	0.5
企 業 用 財 産	9,079,789	8.6
普 通 財 産	76,554,567	72.7
合 計	105,254,793	100.0

(1) 行政財産

行政財産は、国有財産総額の27.3%を占めている。

イ 公用財産

公用財産は、国有財産総額の17.5%であって、その主なものは、防衛施設7兆2,930億円、空港施設1兆6,343億円、国会施設9,652億円、石油備蓄施設7,690億円、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設7,432億円及び裁判所施設5,706億円である。

ロ 公共用財産

公共用財産は、国有財産総額の0.6%であるが、本総計算書に計上されている公共用財産は国有財産台帳に記載されている公園、広場であり、国有財産台帳に記載されない道路、河川、海浜地等の敷地は含まれていない。

公園、広場のうち主なものは、皇居外苑1,080億円、新宿御苑797億円、国営昭和記念公園763億円、京都御苑516億円及び国営東京臨海広域防災公園491億円である。

ハ 皇室用財産

皇室用財産は、国有財産総額の0.5%であって、その主なものは、皇居2,693億円、赤坂御用地1,565億円、京都御所359億円、高輪皇族邸154億円及び常盤松御用邸151億円である。

二 企業用財産

企業用財産は、国有財産総額の8.6%であって、そのすべてが国有林野事業に係るもの9兆797億円である。

(2) 普通財産

普通財産は、国有財産総額の72.7%であって、その主なものは、財務省所管に係るもの63兆4,920億円、国土交通省所管に係るもの7兆9,521億円、厚生労働省所管に係るもの2兆8,301億円、経済産業省所管に係るもの1兆5,553億円及び防衛省所管に係るもの3,249億円である。

(区分別現在額)

3 平成24年度末現在の国有財産の現在額を区分別にみると第2表のとおりであって、政府出資等が総額の67.4%を、土地が16.0%を占め、次いで立木竹6.6%、工作物4.7%、建物3.3%の順となっている(平成24年度総計算書3頁参照)。

〔第2表〕平成24年度末国有財産区分別現在額

区 分	数 量 位	数 量	価 格	割 合
土 地	千平方メートル	87,656,588	16,824,312	16.0
立 木 竹	樹 木	千 本	98,605	(0.1)
	立 木	千立方メートル	6,883,637	(6.5)
	竹	千 束	633	(0.0)
	計		6,982,875	6.6

区 分	数 量 位	数 量	価 格	割 合	
建 物	建 面 積	千平方メートル	26,215	3.3	
	延 べ 面 積	千平方メートル	58,330		
工 作 物			4,916,316	4.7	
機 械 器 具			0	0.0	
船 舶	汽 船	千 隻	973	(0.2)	
	艦 船	千 隻	193		
	雑 船	千 隻	332	1,225,899	(1.2)
	計	隻	488	2,012	(0.0)
航 空 機	機	2,274	1,404,120	1.3	
地 上 権 等	千平方メートル	1,733	662,999	0.6	
特 許 権 等	千 件	2,826	831	0.0	
政 府 出 資 等		1,536	1,954	0.0	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	70,914,731	67.4	
合 計			24,507	0.0	
			105,254,793	100.0	

- (注) 1 樹木とは、庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いものをいう。
 2 立木とは、材積を基準として、その価格を算定するものをいう。
 3 束とは、1メートルなわ締の竹の量をいう。
 4 船舶のトン数は、汽船については総トン、艦船については排水トンで表示している。

(1) 土 地

土地の総額は87,656百万平方メートル、16兆8,243億円であり、この面積は、国土面積377,959百万平方メートルの約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,632百万平方メートル、11兆9,254億円であり、普通財産は1,023百万平方メートル、4兆8,988億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の企業用財産85,325百万平方メートル(3,062億円)であり、価格の主なものは、公用

財産 10 兆 6,127 億円(1,177 百万平方メートル)であって、防衛省所管の 4 兆 574 億円(996 百万平方メートル)、財務省所管の 1 兆 3,618 億円(11 百万平方メートル)及び国土交通省所管の 1 兆 3,346 億円(89 百万平方メートル)である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の 788 百万平方メートル、4 兆 8,015 億円、国土交通省所管の 2 百万平方メートル、337 億円及び農林水産省所管の 230 百万平方メートル、249 億円である。

(2) 立 木 竹

立木竹の総額は 6 兆 9,828 億円であって、行政財産は 6 兆 9,774 億円であり、普通財産は 54 億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の企業用財産 6 兆 9,376 億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の 30 億円である。

(3) 建 物

建物の総額は延べ面積(以下「延べ」という。)58 百万平方メートル、3 兆 5,221 億円であって、行政財産は延べ 49 百万平方メートル、3 兆 1,340 億円であり、普通財産は延べ 9 百万平方メートル、3,881 億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ 48 百万平方メートル、3 兆 96 億円であって、防衛省所管の延べ 17 百万平方メートル、8,611 億円、財務省所管の延べ 10 百万平方メートル、5,712 億円及び法務省所管の延べ 6 百万平方メートル、4,122 億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ 5 百万平方メートル、2,026 億円及び防衛省所管の延べ 3 百万平方メートル、1,679 億円である。

(4) 工 作 物

工作物の総額は 4 兆 9,163 億円であって、行政財産は 4 兆 5,963 億円であり、普通財産は 3,199 億円である。

行政財産の主なものは、公用財産 2 兆 7,326 億円及び企業用財産 1 兆 7,797 億円である。公用財産の主なものは、国土交通省所管の 9,427 億円、経済産業省所管の 6,891 億円及び防衛省所管の 5,122 億円であり、企業用財産は農林水産省所管の 1 兆 7,797 億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の 1,824 億円、防衛省所管の 1,343 億円である。

(5) 機 械 器 具

機械器具の総額は 48 円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第 4 条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船 舶

船舶の総額は 2,274 隻、1 兆 4,041 億円であって、行政財産は 2,239 隻、1 兆 4,011 億円であり、普通財産は 35 隻、29 億円である。

行政財産の主なものは、公用財産 2,162 隻、1 兆 4,011 億円であって、防衛省所管の 486 隻、1 兆 2,231 億円及び国土交通省所管の 1,402 隻、1,613 億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の 11 隻、29 億円である。

(7) 航 空 機

航空機の総額は 1,733 機、6,629 億円であって、行政財産は 1,726 機、6,629 億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,547機、6,254億円及び国土交通省所管の90機、254億円である。

(8) 地上権等

地上権等(地上権、地役権、鉱業権等)の総額は2百万平方メートル、8億円であって、行政財産は0.7百万平方メートル、8億円であり、普通財産は2百万平方メートル、4百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産0.7百万平方メートル、7億円であって、防衛省所管の地役権0.5百万平方メートル、6億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の鉱業権2百万平方メートル、3百万円である。

(9) 特許権等

特許権等(特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権)の総額は1,536千件、19億円であって、行政財産は1,535千件、19億円であり、普通財産は0.4千件、0.4億円である。

行政財産の主なものは、公用財産であって、国土交通省所管の著作権1,532千件、17億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.1億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の総額は国有財産総額の67.4%に及ぶ70兆9,147億円であって、その99.1%に当たる70兆2,739億円は、国が特別の法律(国際条約を含む。)の規定に基づいて特殊法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

また、総額のうち、一般会計は37兆4,249億円、特別会計は33兆4,897億円である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人国際協力機構(8兆8,686億円)、日本郵政株式会社(4兆4,813億円)、株式会社日本政策金融公庫(3兆3,032億円)、国際開発協会(2兆1,041億円)への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、国債整理基金特別会計から日本郵政株式会社(7兆9,668億円)、社会資本整備事業特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(6兆6,173億円)、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行(2兆5,166億円)、外国為替資金特別会計から国際通貨基金(2兆909億円)、年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構(1兆4,533億円)への出資である。

その他の政府出資等は、エネルギー対策特別会計所有株式(6,336億円)、租税物納等により取得した株式、社債(71億円)である。

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は2件、245億円である。

(所管別現在額)

4 平成24年度末現在の国有財産の現在額を所管別にみると第3表のとおりである。

総額の62.3%に当たる65兆5,501億円が財務省所管に係るものであって、その96.9%は普通財産63兆4,920億円(主として政府出資等58兆2,778億円)である。

次に、国土交通省所管に係るものが総額の10.5%、11兆865億円(主として社会資本整備事業特別会計の普通財産7兆9,161億円)である。

以下、農林水産省所管9兆3,671億円(主として国有林野事業特別会計の企業用財産9兆797億円(うち立木竹6兆9,376億円)、防衛省所管7兆

6,180 億円(主として一般会計の公用財産 7 兆 2,930 億円)、厚生労働省所管 3 兆 3,670 億円(主として年金特別会計の普通財産 2 兆 1,814 億円)の順となっている。

〔第 3 表〕 平成 24 年度末国有財産所管別現在額

所 管	行 政 財 産		普 通 財 産		合 計	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
衆 議 院	670,747	2.3	—	—	670,747	0.6
参 議 院	294,493	1.0	—	—	294,493	0.3
最 高 裁 判 所	570,606	2.0	—	—	570,606	0.5
会 計 検 査 院	5,112	0.0	—	—	5,112	0.0
内 閣	37,825	0.1	—	—	37,825	0.0
内 閣 府	1,417,937	4.9	4	0.0	1,417,942	1.3
総 務 省	149,295	0.5	35	0.0	149,331	0.1
法 務 省	1,333,717	4.6	7,202	0.0	1,340,919	1.3
外 務 省	362,930	1.3	2,456	0.0	365,387	0.3
財 務 省	2,058,011	7.2	63,492,098	82.9	65,550,109	62.3
文 部 科 学 省	261,122	0.9	302,081	0.4	563,203	0.5
厚 生 労 働 省	536,960	1.9	2,830,122	3.7	3,367,083	3.2
農 林 水 産 省	9,279,079	32.3	88,120	0.1	9,367,199	8.9
経 済 産 業 省	983,911	3.4	1,555,311	2.0	2,539,222	2.4
国 土 交 通 省	3,134,367	10.9	7,952,190	10.4	11,086,557	10.5
環 境 省	311,035	1.1	—	—	311,035	0.3
防 衛 省	7,293,071	25.4	324,942	0.4	7,618,014	7.2
合 計	28,700,225	100.0	76,554,567	100.0	105,254,793	100.0

(会計別現在額)

5 平成 24 年度末現在の国有財産の現在額を会計別にみると第 4 表のとおりであり、一般会計は国有財産総額の 56.4%、59 兆 4,079 億円、特別会計は 43.6%、45 兆 8,468 億円である。

一般会計の行政財産は 16 兆 4,925 億円であって、公用財産が 92.9% の 15 兆 3,229 億円を占め、次いで公共用財産 6,507 億円、皇室用財産 5,189 億円となっている。

一般会計の普通財産は 42 兆 9,154 億円であって、その 99.2% は財務省所管に係るもの 42 兆 5,743 億円(主として政府出資等 37 兆 4,249 億円)である。

また、特別会計の行政財産は 12 兆 2,076 億円であって、その主なものは、国有林野事業特別会計の企業用財産 9 兆 797 億円、社会資本整備事業特別会計の公用財産 2 兆 209 億円、エネルギー対策特別会計の公用財産 7,692 億円、労働保険特別会計の公用財産 1,538 億円及び自動車安全特別会計の公用財産 731 億円である。

特別会計の普通財産は 33 兆 6,391 億円であって、その 99.6% に当たる 33 兆 4,897 億円が政府出資等である。その主なものは、財政投融资特別会計の 10 兆 2,192 億円、国債整理基金特別会計の 8 兆 1,847 億円、社会資本整備事業特別会計の 7 兆 8,826 億円、年金特別会計の 2 兆 1,766 億円及び外国為替資金特別会計の 2 兆 909 億円である。

なお、平成 24 年度末において、国有財産を有する特別会計は 13 会計である。

〔第4表〕平成24年度末国有財産会計別現在額

会 計 分 類 種 類	行 政 財 産						普 通 財 産		合 計		
	公 用 財 産	公 共 用 財 産	皇 室 用 財 産	企 業 用 財 産	計		価 格	割 合	価 格	割 合	
	価 格	価 格	価 格	価 格	価 格	割 合					
一 般 会 計	百万円 15,322,905	百万円 650,728	百万円 518,918	百万円 —	百万円 16,492,552	% 57.5	百万円 42,915,411	% 56.1	百万円 59,407,964	% 56.4	
特 別 会 計	国債整理基金特別会計	—	—	—	—	(—)	8,184,743	(10.7)	8,184,743	(7.8)	
	財政投融资特別会計	—	—	—	—	(—)	10,284,092	(13.4)	10,284,092	(9.8)	
	外国為替資金特別会計	—	—	—	—	(—)	2,090,987	(2.7)	2,090,987	(2.0)	
	エネルギー対策特別会計	769,289	—	—	—	769,289	(2.7)	1,286,568	(1.7)	2,055,858	(2.0)
	労働保険特別会計	153,864	—	—	—	153,864	(0.5)	645,500	(0.8)	799,364	(0.8)
	年金特別会計	42,859	—	—	—	42,859	(0.1)	2,181,476	(2.8)	2,224,336	(2.1)
	食料安定供給特別会計	—	—	—	—	—	(—)	31,041	(0.0)	31,041	(0.0)
	国有林野事業特別会計	1,242	—	—	9,079,789	9,081,031	(31.6)	41,374	(0.1)	9,122,406	(8.7)
	貿易再保険特別会計	—	—	—	—	—	(—)	321,001	(0.4)	321,001	(0.3)
	特許特別会計	66,522	—	—	—	66,522	(0.2)	1,090	(0.0)	67,612	(0.1)
	社会資本整備事業特別会計	2,020,955	—	—	—	2,020,955	(7.0)	7,916,150	(10.3)	9,937,105	(9.4)
	自動車安全特別会計	73,150	—	—	—	73,150	(0.3)	35,092	(0.0)	108,242	(0.1)
	東日本大震災復興特別会計	—	—	—	—	—	(—)	620,035	(0.8)	620,035	(0.6)
計	3,127,883	—	—	9,079,789	12,207,673	42.5	33,639,155	43.9	45,846,829	43.6	
合 計	18,450,789	650,728	518,918	9,079,789	28,700,225	100.0	76,554,567	100.0	105,254,793	100.0	

第3 国有財産の増減額

(増減額の概要)

1 国有財産の平成24年度中の

総増加額は 10兆2,045億円

総減少額は 7兆8,041億円

であって差し引き 2兆4,004億円

の純増加となっている(平成24年度総計算書3頁参照)。

この総増減額から国有財産の台帳価格改定(平成25年3月31日現在において実施。以下「価格改定」という。)の結果による増減額を差し引いた国有財産の平成24年度中の増加額は6兆5,398億円、減少額は5兆5,099億円であって、差し引き1兆298億円の純増加となっている。

(分類別、種類別増減額)

2 平成24年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第5表のとおりである(平成24年度総計算書3頁～9頁参照)。

また、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

〔第5表〕平成24年度国有財産分類別・種類別増減額

分類・種類	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合
	百万円	%	百万円	%	百万円	
行政財産	1,228,498	12.0	1,490,772	19.1	△ 262,274	
公用財産	1,122,069	(11.0)	1,448,691	(18.6)	△ 326,622	
公共用財産	19,702	(0.2)	17,011	(0.2)	2,690	
皇室用財産	7,347	(0.1)	2,551	(0.0)	4,795	
企業用財産	79,378	(0.8)	22,517	(0.3)	56,861	
普通財産	8,976,100	88.0	6,313,352	80.9	2,662,748	
合 計	10,204,598	100.0	7,804,124	100.0	2,400,473	

〔第6表〕平成24年度国有財産分類別・種類別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
	百万円	%	百万円	%	百万円
行政財産	1,103,535	16.9	371,589	6.7	731,945
公用財産	1,008,123	(15.4)	348,610	(6.3)	659,512
公共用財産	14,834	(0.2)	410	(0.0)	14,424
皇室用財産	1,198	(0.0)	51	(0.0)	1,146
企業用財産	79,378	(1.2)	22,517	(0.4)	56,861
普通財産	5,436,314	83.1	5,138,361	93.3	297,953
合 計	6,539,850	100.0	5,509,951	100.0	1,029,899

〔第7表〕平成24年度国有財産分類別・種類別増減額
(価格改定によるもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
	百万円	%	百万円	%	百万円
行政財産	124,962	3.4	1,119,182	48.8	△ 994,219
公用財産	113,945	(3.1)	1,100,080	(48.0)	△ 986,134
公共用財産	4,867	(0.1)	16,601	(0.7)	△ 11,733
皇室用財産	6,149	(0.2)	2,500	(0.1)	3,648
企業用財産	—	(—)	—	(—)	—
普通財産	3,539,785	96.6	1,174,990	51.2	2,364,794
合 計	3,664,748	100.0	2,294,173	100.0	1,370,574

(区分別増減額)

3 平成24年度における国有財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(平成24年度総計算書3頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、増加の主なものは、工作物4,641億円(5,172億円増加、531億円減少)及び政府出資等3,012億円(5兆703億円増加、4兆7,691億円減少)であり、減少の主なものは、土地2,289億円(2,882億円増加、5,172億円減少)である。また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕平成24年度国有財産区分別増減額

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	20,073	百万円 471,542	% 4.6	26,504	百万円 892,782	% 11.4	△ 6,430	△ 421,239	
立 木 竹	樹 木	千 本	225	1,339	(0.0)	280	3,744	(0.0)	△ 55	△ 2,404
	立 木	千立方メートル	18,876	58,991	(0.6)	4,636	18,152	(0.2)	14,239	40,839
	竹	千 束	4	2	(0.0)	5	42	(0.0)	△ 0	△ 39
	計			60,333	0.6		21,938	0.3		38,395
建 物	建 面 積	千平方メートル	522	152,285	1.5	504	214,026	2.7	18	△ 61,741
	延 べ 面 積	千平方メートル	1,376			1,383			△ 6	
工 作 物				517,225	5.1		379,573	4.9		137,651
機 械 器 具				—	—		—	—		—
船 舶	汽 船	千 隻 ト ン	97 24	59,895	(0.6)	106 25	53,418	(0.7)	△ 9 △ 1	6,476
	艦 船	千 隻 ト ン	24 35	178,168	(1.7)	27 34	175,062	(2.2)	△ 3 0	3,106
	雑 船	隻	95	359	(0.0)	61	709	(0.0)	34	△ 350
	計	隻	216	238,423	2.3	194	229,191	2.9	22	9,232
航 空 機	機	60	198,041	1.9	70	262,661	3.4	△ 10	△ 64,619	
地 上 権 等	千平方メートル	0	4	0.0	1	28	0.0	△ 1	△ 24	
特 許 権 等	千 件	47	91	0.0	0	699	0.0	47	△ 607	
政 府 出 資 等			8,551,355	83.8		5,800,622	74.3		2,750,732	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	15,293	0.1	1	2,599	0.0	1	12,693	
合 計			10,204,598	100.0		7,804,124	100.0		2,400,473	

[第9表] 平成24年度国有財産区分別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	20,073	百万円 288,228	% 4.4	26,504	百万円 517,202	% 9.4	△ 6,430	△ 228,973	
立 木 竹	樹 木	千 本	225	1,339	(0.0)	280	1,846	(0.0)	△ 55	△ 507
	立 木	千立方メートル	18,876	58,991	(0.9)	4,636	17,279	(0.3)	14,239	41,712
	竹	千 束	4	2	(0.0)	5	3	(0.0)	△ 0	△ 0
	計			60,333	0.9		19,129	0.3		41,204
建 物	建 面 積	千平方メートル	522	151,902	2.3	504	50,704	0.9	18	101,197
	延 べ 面 積	千平方メートル	1,376			1,383			△ 6	
工 作 物				517,225	7.9		53,100	1.0		464,125
機 械 器 具				—	—		—	—		—
船 舶	汽 船	千 隻 ト ン	97 24	59,895	(0.9)	106 25	27,735	(0.5)	△ 9 △ 1	32,159
	艦 船	千 隻 ト ン	24 35	178,168	(2.7)	27 34	17,602	(0.3)	△ 3 0	160,566
	雑 船	隻	95	359	(0.0)	61	371	(0.0)	34	△ 12
	計	隻	216	238,423	3.6	194	45,710	0.8	22	192,713
航 空 機	機	60	198,041	3.0	70	52,369	1.0	△ 10	145,671	
地 上 権 等	千平方メートル	0	0	0.0	1	11	0.0	△ 1	△ 11	
特 許 権 等	千 件	47	46	0.0	0	9	0.0	47	36	
政 府 出 資 等			5,070,353	77.5		4,769,139	86.6		301,214	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	2	15,293	0.2	1	2,573	0.0	1	12,719	
合 計			6,539,850	100.0		5,509,951	100.0		1,029,899	

〔第 10 表〕 平成 24 年度国有財産区分別増減額
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地	百万円 183,314	5.0	百万円 375,580	16.4	△	百万円 192,266
立 木 竹	樹 木	— (—)	1,897 (0.1)	△	1,897	
	立 木	— (—)	872 (0.0)	△	872	
	竹	— (—)	39 (0.0)	△	39	
	計	— —	2,809 0.1	△	2,809	
建 物	383	0.0	163,321	7.1	△	162,938
工 作 物	0	0.0	326,473	14.2	△	326,473
機 械 器 具	—	—	—	—	—	—
船 舶	汽 船	— (—)	25,682 (1.1)	△	25,682	
	艦 船	— (—)	157,459 (6.9)	△	157,459	
	雑 船	— (—)	338 (0.0)	△	338	
	計	— —	183,480 8.0	△	183,480	
航 空 機	—	—	210,291	9.2	△	210,291
地 上 権 等	4	0.0	17	0.0	△	13
特 許 権 等	44	0.0	689	0.0	△	644
政 府 出 資 等	3,481,001	95.0	1,031,483	45.0		2,449,518
不動産の信託の受益権	—	—	26	0.0	△	26
合 計	3,664,748	100.0	2,294,173	100.0		1,370,574

(所管別増減額)

4 平成 24 年度における国有財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、増加の主なものは、経済産業省所管の 6,098 億円(6,125 億円増加、27 億円減少)、減少の主なものは、厚生労働

省所管の 2,597 億円(210 億円増加、2,807 億円減少)である。

〔第 11 表〕 平成 24 年度国有財産所管別増減額

所 管	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
衆 議 院	百万円 8,211	0.1	百万円 22,776	0.3	△	百万円 14,565
参 議 院	3,734	0.0	10,550	0.1	△	6,816
最 高 裁 判 所	13,021	0.1	27,476	0.4	△	14,454
会 計 検 査 院	32	0.0	246	0.0	△	213
内 閣	294	0.0	1,633	0.0	△	1,339
内 閣 府	34,655	0.3	41,224	0.5	△	6,568
総 務 省	3,042	0.0	6,189	0.1	△	3,147
法 務 省	40,021	0.4	83,040	1.1	△	43,018
外 務 省	4,245	0.0	9,634	0.1	△	5,389
財 務 省	7,218,417	70.7	5,408,796	69.3		1,809,620
文 部 科 学 省	11,578	0.1	21,918	0.3	△	10,339
厚 生 労 働 省	367,354	3.6	333,375	4.3		33,978
農 林 水 産 省	100,278	1.0	38,485	0.5		61,792
経 済 産 業 省	685,882	6.7	179,906	2.3		505,976
国 土 交 通 省	1,114,057	10.9	888,498	11.4		225,558
環 境 省	12,132	0.1	4,853	0.1		7,278
防 衛 省	587,638	5.8	725,515	9.3	△	137,877
合 計	10,204,598	100.0	7,804,124	100.0		2,400,473

〔第12表〕平成24年度国有財産所管別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
衆 議 院	百万円 8,211	% 0.1	百万円 1,545	% 0.0	百万円 6,665
参 議 院	3,734	0.1	538	0.0	3,195
最 高 裁 判 所	11,232	0.2	3,470	0.1	7,761
会 計 検 査 院	32	0.0	11	0.0	21
内 閣	272	0.0	14	0.0	258
内 閣 府	25,994	0.4	1,864	0.0	24,130
総 務 省	2,987	0.0	567	0.0	2,419
法 務 省	36,160	0.6	17,809	0.3	18,351
外 務 省	4,245	0.1	4,075	0.1	169
財 務 省	4,374,008	66.9	4,362,025	79.2	11,983
文 部 科 学 省	11,101	0.2	4,860	0.1	6,241
厚 生 労 働 省	21,027	0.3	280,756	5.1	△ 259,728
農 林 水 産 省	99,296	1.5	29,295	0.5	70,000
経 済 産 業 省	612,563	9.4	2,747	0.0	609,815
国 土 交 通 省	824,656	12.6	703,301	12.8	121,355
環 境 省	7,733	0.1	143	0.0	7,589
防 衛 省	496,591	7.6	96,923	1.8	399,668
合 計	6,539,850	100.0	5,509,951	100.0	1,029,899

(会計別増減額)

5 平成24年度における国有財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(平成24年度総計算書10頁及び38頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第14表のとおりであって、一般会計は4,395億円(1兆8,235億円増加、1兆3,840億円減少)の

増加、特別会計は5,903億円(4兆7,163億円増加、4兆1,259億円減少)の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計2兆7,513億円、東日本大震災復興特別会計8,144億円、社会資本整備事業特別会計7,348億円、減少の主なものは、財政投融资特別会計2兆3,536億円、国債整理基金特別会計7,766億円である。

〔第13表〕平成24年度国有財産会計別増減額

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
一 般 会 計	百万円 3,106,126	% 30.4	百万円 3,071,842	% 39.4	百万円 34,284
特 別 会 計	7,098,471	69.6	4,732,282	60.6	2,366,189
合 計	10,204,598	100.0	7,804,124	100.0	2,400,473

〔第14表〕平成24年度国有財産会計別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
一 般 会 計	百万円 1,823,507	% 27.9	百万円 1,384,007	% 25.1	百万円 439,500
特 別 会 計	4,716,342	72.1	4,125,943	74.9	590,399
合 計	6,539,850	100.0	5,509,951	100.0	1,029,899

(増減事由)

6 国有財産の増減事由を大別すれば、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を

移すことをいう。)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売払、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

(1) 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受(引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動(分割を含む。))があることをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

(2) 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

(3) 価格改定上の増減

平成 25 年 3 月 31 日現在で行った価格改定の結果による増減である。

7 平成 24 年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第 15 表のとおりである。増加額では、対外的異動が 53.5%、対内的異動が 46.5% であり、減少額では、対外的異動が 56.8%、対内的異動が 43.2% となっている。

[第 15 表] 平成 24 年度国有財産増減状況

異 動 の 内 容	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
対 外 的 異 動	5,459,469	53.5	4,435,282	56.8	1,024,186
歳出歳入を伴うもの	2,583,068	25.3	1,159,033	14.9	1,424,034
歳出歳入を伴わないもの	2,876,401	28.2	3,276,248	42.0	△ 399,847
対 内 的 異 動	4,745,129	46.5	3,368,842	43.2	1,376,287
調 整 上 の 増 減	1,053,841	10.3	1,051,288	13.5	2,553
整 理 上 の 増 減	26,539	0.3	23,380	0.3	3,158
価 格 改 定 上 の 増 減	3,664,748	35.9	2,294,173	29.4	1,370,574
合 計	10,204,598	100.0	7,804,124	100.0	2,400,473

(事由別増加額)

8 平成 24 年度における国有財産の増減額を事由別にみると第 16 表のとおりであって、増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

(1) 対外的異動によるもの

イ 出 資(現物)

2 兆 8,281 億円 現物出資による政府出資等の増であって、その主なものは、財務省所管財政投融资特別会計普通財産から株式会社国際協力銀行に出資した 2 兆 2,592 億円、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計普通財産から新関西国際空港株式会社に
出資した 5,044 億円である。

ロ 出 資(現金)

1 兆 5,613 億円 現金出資による政府出資等の増であ

る。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ) 一般会計

株式会社

日本政策金融公庫 3,711 億円

国際開発協会 1,118 億円

独立行政法人

日本原子力研究開発機構 850 億円

独立行政法人

住宅金融支援機構 504 億円

独立行政法人

国際協力機構 503 億円

(ロ) 財政投融资特別会計

株式会社

産業革新機構 1,240 億円

株式会社

日本政策金融公庫 1,155 億円

株式会社

国際協力銀行 690 億円

独立行政法人

石油天然ガス・金属鉱物資源機構 665 億円

(ハ) 東日本大震災復興特別会計

株式会社

日本政策金融公庫 1,361 億円

(ニ) 社会資本整備事業特別会計

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構 706 億円

ハ 新設 4,109 億円

工作物の新設であって、その主なものは、経済産業省所管エネルギー対策特別会計の公用財産 2,764 億円、防衛省所管一般会計の公用財産 470 億円、防衛省所管一般会計の普通財産 240 億円、法務省所管一般会計の公用財産 135 億円である。

ニ 新造 2,654 億円

航空機 836 億円(25 機)及び船舶 1,817 億円(30 隻)の新造であって、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 783 億円(19 機)であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 1,534 億円(9 隻)である。

ホ 新築 824 億円

建物の新築であって、その主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 271 億円、法務省所管一般会計の公用財産 134 億円、防衛省所管一般会計の普通財産 82 億円、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産 75 億円である。

(2) 対内的異動によるもの

イ 価格改定

3兆6,647 億円 政府出資等 3兆4,810 億円、土地

ロ 所属替	5,357 億円	1,833 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 1 兆 1,063 億円、国債整理基金特別会計の普通財産 9,856 億円、財政投融资特別会計の普通財産 6,886 億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 908 億円、財務省所管一般会計の普通財産 577 億円及び内閣府所管一般会計の皇室用財産 61 億円である。 政府出資等 4,169 億円、航空機 433 億円、船舶 392 億円、土地 294 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管東日本大震災復興特別会計の普通財産 4,164 億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 344 億円である。
ハ 所管換	2,776 億円	政府出資等 2,517 億円、土地 115 億円、建物 96 億円等である。政府出資等の主なものは、経済産業省所管東日本大震災復興特別会計の普通財産 2,349 億円、農林水産省所管東日本大震災復興特別会計の普通財産 78 億円であり、土地の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産 80 億円である。
ニ 行政財産より組替		
1,283 億円 土地 1,181 億円、工作物 60 億円、船舶 22 億円等である。土地の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産 1,157 億円であり、工作物の主なものは国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産 58 億円である。		
ホ 引受 949 億円 財務省所管一般会計の普通財産であつて、土地 643 億円、工作物 175 億円、建物 129 億円等である。		
(事由別減少額)		
9 減少額の主なものを挙げると次のとおりである。		
(1) 対外的異動によるもの		
イ 出資(現物)		
2 兆 8,273 億円 政府出資等 2 兆 6,676 億円、土地 1,476 億円、工作物 79 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産 2 兆 2,592 億円、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産 3,615 億円であり、土地の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産 1,393 億円である。		

<p>ロ 売 払 9,042 億円</p>	<p>政府出資等 7,909 億円、土地 1,042 億円、建物 55 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産 7,766 億円及び一般会計の普通財産 142 億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 806 億円である。</p>	<p>2 兆 2,941 億円</p>	<p>政府出資等 1 兆 314 億円、土地 3,755 億円、工作物 3,264 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 5,963 億円、財務省所管外国為替資金特別会計の普通財産 1,068 億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 1,343 億円、財務省所管一般会計の普通財産 803 億円、工作物の主なものは国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の公用財産 757 億円である。</p>
<p>ハ 資本金減少 3,860 億円</p>	<p>法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資等によるものである。 すべて政府出資等であり、主なものは財務省所管一般会計の普通財産 2,514 億円である。</p>	<p>ロ 所属替 5,338 億円</p>	<p>前述の 8 の(2)のロ所属替を参照。 なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。</p>
<p>二 出資金回収(現金)</p>	<p>2,547 億円 特殊法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。</p>	<p>ハ 所管換 2,774 億円</p>	<p>前述の 8 の(2)のハ所管換を参照。 なお、所管換において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引</p>
<p>(2) 対内的異動によるもの</p>	<p>(イ) 年金特別会計 独立行政法人 福祉医療機構 2,457 億円 (ロ) 一般会計 預金保険機構 50 億円</p>		
<p>イ 価格改定</p>			

ニ 用途廃止	1,283 億円	<p>き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。</p> <p>土地 1,181 億円、工作物 60 億円、船舶 22 億円、建物 16 億円等である。土地の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の公用財産 1,157 億円であり、工作物の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の公用財産 58 億円、船舶の主なものは防衛省所管一般会計の公用財産 22 億円である。</p>
ホ 引継	949 億円	<p>土地 643 億円、工作物 175 億円、建物 129 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産 394 億円、工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産 169 億円、建物の主なものは防衛省所管一般会計の普通財産 81 億円である。</p>

〔第16表〕平成24年度国有財産事由別増減額

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
I	対外的異動	5,459,469	I	対外的異動	4,435,282	1,024,186
1	歳出を伴うもの	2,583,068	1	歳入を伴うもの	1,159,033	1,424,034
	(1)	購入	33,442	(1)	売 払	904,221
	(2)	売払取消その他	347	(2)	出資金回収その他	254,812
		イ 売払解除	73		イ 出資金回収(現金)	254,722
		ロ 分収育林契約解除	273		ロ 造林契約解除	89
	(3)	埋立その他	942,946			
		イ 埋 立	1,576			
		ロ 地 均	15			
		ハ 収 用	0			
		ニ 新 植	6,356			
		ホ 移 植	0			
		ヘ 補植手入	52,510			
		ト 新 築	82,434			
		チ 増 築	6,923			
		リ 改 築	537			
		ヌ 移 築	5			
		ル 復 旧	13,854			
		ヲ 移 転	6			
		ワ 従物新設	2,321			
		カ 従物増設	149			
		コ 従物移設	0			
		タ 従物改設	49			
		レ 新 設	410,935			
		ソ 増 設	17,379			

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
		ツ 移 設				
		ネ 改 設				
		ナ 新 造				
		ラ 改 造				
		ム 属 具 取 付				
		ウ 属 具 移 設				
		ヰ 属 具 改 設				
		ノ 林 道 改 良				
		オ 設 定				
		ク 登 録				
		ヤ 創 作				
	(4) 修繕その他	44,933				
		イ 修 繕				
		ロ 模 様 替				
	(5) 出資(現金)	1,561,397				
2 歳出を伴 わないもの	2,876,401		2 歳入を伴 わないもの	3,276,248		△ 399,847
	(1) 寄 附	2,868		(1) 譲 与	4,184	
	(2) 帰 属	10,144		(2) 交換その他	3,172	
	(3) 租 税 物 納	17,143				イ 交 換
	(4) 現 物 賠 償	0				ロ 土地改良法 による引渡
	(5) 譲 与 取 消	0				ハ 土地区画整 理法による 引渡
	(6) 譲 与 解 除	0				ニ 都市再開発 法による引 渡
	(7) 交換その他	1,916				ホ その他の法 による引渡
		イ 交 換				626
		ロ 土地区画整 理法による 換地				31
						599
						1,915
						0

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
II 対内的異動	4,745,129		II 対内的異動	3,368,842		1,376,287
1 調整上の増加	1,053,841		1 調整上の減少	1,051,288		2,553
	(1) 所管換	277,637		(1) 所管換	277,401	
	(2) 所属替	535,764		(2) 所属替	533,838	
	(3) 引受その他	97,046		(3) 引継その他	96,655	
		イ 引 受	94,908		イ 引 継	94,908
		ロ 公共物より編入	2,138		ロ 公共物へ編入	1,747
	(4) 整理替その他	143,392		(4) 整理替その他	143,392	
		イ 整理替	11,695		イ 整理替	11,695
		ロ 種別替	35		ロ 種別替	35
		ハ 行政財産より組替	128,380		ハ 用途廃止	128,380
		ニ 用途変更	1,435		ニ 用途変更	1,435
		ホ 種目変更	1,845		ホ 種目変更	1,845
2 整理上の増加	26,539		2 整理上の減少	23,380		3,158
	(1) 登録修正	26,539		(1) 登録修正	23,380	
		イ 誤謬訂正	13,252		イ 誤謬訂正	20,763
		ロ 新規登載	6,411		ロ 報告洩	1,697
		ハ 報告洩	4,977		ハ 実 測	915
		ニ 実 測	1,665		ニ 実 査	5
		ホ 実 査	231			
3 価格改定上の増加	3,664,748		3 価格改定上の減少	2,294,173		1,370,574
	(1) 価格改定	3,664,748		(1) 価格改定	2,294,173	
合 計	10,204,598		合 計	7,804,124		2,400,473

平成 24 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度の国有財産無償貸付状況の内容等を説明するものである。

(国有財産の無償貸付)

1 国有財産の無償貸付は、法律に基づく場合に限られている。無償貸付について規定する法律は、国有財産法のほかその数は少なくないが、いずれも主として地方公共団体等が国有財産を公共性の強い用途に供する場合に当該地方公共団体等に無償で貸し付けることができることとしている。

例えば、国有財産法では緑地、公園、ため池、墓地等の用に供する場合、国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)では水道施設、臨港施設等の用に供する場合、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)では都道府県道又は市町村道の用に供する場合、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)では地方管理空港の施設の用に供する場合等に普通財産を無償で貸し付けることができることになっている。

(国有財産無償貸付状況総計算書)

2 国有財産無償貸付状況総計算書(以下「無償貸付総計算書」という。)は、国有財産法の規定により無償貸付等をした国有財産について、各省各庁の長が作成した国有財産無償貸付状況報告書に基づいて財務大臣が作成したものである。

したがって、無償貸付総計算書には、国有財産法以外の法律に基づいて

無償貸付をした国有財産は計上されていない。

国有財産法は、第 22 条第 1 項の規定により、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下「公共団体」という。)が、普通財産を緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設、原子力災害の応急施設又は武力攻撃事態の緊急対処保護施設の用に供する場合に、公共団体に無償で貸し付けることができることとし、更に第 19 条の規定により、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益させる場合に、また第 26 条の規定により、普通財産を貸付け以外の方法により使用又は収益させる場合に、普通財産の無償貸付に係る条項(第 22 条)を準用することとしている。

無償貸付総計算書は、以上の規定に基づいて無償貸付等をした国有財産の状況を明らかにしたものである。

第 2 無償貸付財産の現在額

(総 額)

1 国有財産法第 22 条第 1 項の規定(第 19 条及び第 26 条において準用する場合を含む。)により無償貸付等をした国有財産(以下「無償貸付財産」という。)の総額は、平成 24 年度末現在で 1 兆 169 億円である(平成 24 年度無償貸付総計算書 55 頁参照)。

(用途別現在額)

2 平成 24 年度末現在の無償貸付財産を用途別にみると第 1 表のとおりで

あって、公園の用に供するものが9,826億円で最も多く、次いで緑地131億円、墓地59億円及びごみ処理施設46億円の順となっている(平成24年度無償貸付総計算書56頁～67頁参照)。

〔第1表〕平成24年度末無償貸付財産用途別現在額

用途	件数	価 格	割 合
		百万円	%
緑地	144	13,183	1.3
公園	2,588	982,698	96.6
ため池	396	1,903	0.2
排水路	356	2,097	0.2
火葬場	8	1,965	0.2
墓地	78	5,911	0.6
ごみ処理施設	22	4,627	0.5
屎尿処理施設	20	719	0.1
と畜場	2	45	0.0
信号機等の小規模施設	1,290	712	0.1
災害の応急施設	228	2,514	0.2
地震防災の応急施設	8	583	0.1
合 計	5,140	1,016,961	100.0

〔区分別現在額〕

3 平成24年度末現在の無償貸付財産を区分別にみると第2表のとおりであって、総額1兆169億円の99.7%に当たる1兆140億円が土地であり、次いで建物19億円、立木竹6億円及び工作物3億円の順となっている(平成24年度無償貸付総計算書55頁参照)。

〔第2表〕平成24年度末無償貸付財産区分別現在額

区 分	数量単位	数 量	価 格	割 合
			百万円	%
土 地	千平方メートル	62,624	1,014,025	99.7
立 木 竹	樹 木	千 本	174	(0.0)
	立 木	千立方メートル	434	(0.0)
	竹	千束	0	(0.0)
	計		609	0.1
建 物	建 面 積	千平方メートル	36	
	延 べ 面 積	千平方メートル	1,967	0.2
工 作 物			359	0.0
合 計	件	5,140	1,016,961	100.0

〔所管別現在額〕

4 平成24年度末現在の無償貸付財産を所管別にみると第3表のとおりであって、総額1兆169億円の93.9%に当たる9,546億円が財務省所管(主として一般会計の普通財産9,526億円)であり、次いで防衛省所管の253億円、文部科学省所管の199億円、環境省所管の96億円及び国土交通省所管の60億円の順となっている。

〔第3表〕平成24年度末無償貸付財産所管別現在額

所 管	件 数	価 格	割 合
		百万円	%
参 議 院	—	—	—
最 高 裁 判 所	85	84	0.0
内 閣 府	68	723	0.1
総 務 省	2	0	0.0

所	管	件数	価格	割合
		件	百万円	%
法務省		145	328	0.0
財務省		3,354	954,648	93.9
文部科学省		39	19,924	2.0
厚生労働省		24	19	0.0
農林水産省		94	168	0.0
経済産業省		3	4	0.0
国土交通省		375	6,098	0.6
環境省		142	9,655	0.9
防衛省		809	25,303	2.5
合計		5,140	1,016,961	100.0

(会計別現在額)

5 平成 24 年度末現在の無償貸付財産を会計別にみると第 4 表のとおりであって、一般会計は 99.5%、1 兆 116 億円であり、特別会計は 0.5%、53 億円である。

一般会計では、94.4% に当たる 9,546 億円が財務省所管であって、その主なものは、公園 9,309 億円、緑地 87 億円及び墓地 58 億円である。

特別会計では、98.1% に当たる 52 億円が社会資本整備事業特別会計所属であって、その主なものは、公園 29 億円及び緑地 21 億円である。

〔第 4 表〕 平成 24 年度末無償貸付財産会計別現在額

会	計	件数	価格	割合
		件	百万円	%
一般	会計	4,931	1,011,607	99.5
特別	会計	209	5,354	0.5
労働	保険	15	1	(0.0)
年	金	1	0	(0.0)
食料	安定供給	5	73	(0.0)
国有	林野事業	59	4	(0.0)
特	許	1	1	(0.0)
社会	資本整備事業	118	5,258	(0.5)
自動	車安全	10	14	(0.0)
合計	計	5,140	1,016,961	100.0

第 3 無償貸付財産の増減額

(増減額の概要)

1 無償貸付財産の平成 24 年度中の

総増加額は 1,341 億円

総減少額は 1,613 億円

であって差し引き 272 億円

の純減少となっている(平成 24 年度無償貸付総計算書 55 頁参照)。

(用途別増減額)

2 平成 24 年度における無償貸付財産の増減額を用途別にみると第 5 表のとおりである(平成 24 年度無償貸付総計算書 56 頁～67 頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 6 表のとおりであり、価格改定による増減額は第 7 表のとおりである。

この第 6 表のうち増減の主なものは、公園の用に供するものであって、内訳は、貸付契約の更新(1,124 億円)による増減、貸付終了(128 億円)による減等である。

〔第5表〕 平成24年度無償貸付財産用途別増減額

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	32	1,923	1.4	37	2,232	1.4	△ 5	△ 309
公 園	501	117,199	87.4	540	135,382	83.9	△ 39	△ 18,182
た め 池	42	195	0.1	64	477	0.3	△ 22	△ 282
用 排 水 路	71	452	0.3	52	379	0.2	19	72
火 葬 場	—	3	0.0	—	30	0.0	—	△ 27
墓 地	22	524	0.4	24	669	0.4	△ 2	△ 144
ごみ処理施設	5	101	0.1	6	564	0.3	△ 1	△ 463
屎尿処理施設	5	180	0.1	5	192	0.1	—	△ 12
と 畜 場	—	—	—	—	1	0.0	—	△ 1
信号機等の小規模施設	265	99	0.1	270	219	0.1	△ 5	△ 119
災害の応急施設	145	13,472	10.0	155	21,237	13.2	△ 10	△ 7,764
地震防災の応急施設	3	4	0.0	3	8	0.0	—	△ 4
合 計	1,091	134,157	100.0	1,156	161,397	100.0	△ 65	△ 27,239

〔第6表〕 平成24年度無償貸付財産用途別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	32	1,917	1.5	37	2,080	1.4	△ 5	△ 163
公 園	501	114,948	87.2	540	125,370	83.2	△ 39	△ 10,421
た め 池	42	194	0.1	64	444	0.3	△ 22	△ 250
用 排 水 路	71	395	0.3	52	250	0.2	19	145
火 葬 場	—	—	—	—	—	—	—	—
墓 地	22	524	0.4	24	524	0.3	△ 2	△ 0

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
ごみ処理施設	5	84	0.1	6	549	0.4	△ 1	△ 465
屎尿処理施設	5	178	0.1	5	178	0.1	—	0
と 畜 場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	265	98	0.1	270	197	0.1	△ 5	△ 99
災害の応急施設	145	13,443	10.2	155	21,153	14.0	△ 10	△ 7,709
地震防災の応急施設	3	4	0.0	3	4	0.0	—	△ 0
合 計	1,091	131,788	100.0	1,156	150,754	100.0	△ 65	△ 18,965

〔第7表〕 平成24年度無償貸付財産用途別増減額
(価格改定によるもの)

用 途	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
	百万円	%	百万円	%	百万円
緑 地	5	0.2	151	1.4	△ 146
公 園	2,251	95.1	10,012	94.1	△ 7,760
た め 池	1	0.1	33	0.3	△ 31
用 排 水 路	56	2.4	129	1.2	△ 73
火 葬 場	3	0.1	30	0.3	△ 27
墓 地	0	0.0	144	1.4	△ 144
ごみ処理施設	17	0.7	14	0.1	2
屎尿処理施設	1	0.1	14	0.1	△ 12
と 畜 場	—	—	1	0.0	△ 1
信号機等の小規模施設	0	0.0	21	0.2	△ 20
災害の応急施設	29	1.3	84	0.8	△ 54
地震防災の応急施設	—	—	4	0.0	△ 4
合 計	2,368	100.0	10,642	100.0	△ 8,274

(区分別増減額)

3 平成 24 年度における無償貸付財産の増減額を区分別にみると第 8 表のとおりである。(平成 24 年度無償貸付総計算書 55 頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 9 表のとおりであって、増加額については 91% 以上、減少額については 88% 以上を土地で占めている。

また、価格改定による増減額は第 10 表のとおりである。

〔第 8 表〕 平成 24 年度無償貸付財産区分別増減額

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格
土 地	千 平 方 メー トル	7,399	123,513	92.1	7,422	144,395	89.5	△ 22	△ 20,882
立木竹	樹 木	千 本	5	16	(0.0)	5	27	(0.0)	— △ 11
	立 木	千 立 方 メー トル	1	2	(0.0)	1	31	(0.0)	△ 0 △ 28
	竹	千 束	—	—	—	—	0	(0.0)	— △ 0
	計		18	0.0	58	0.0		△ 39	
建 物	建面積	千 平 方 メー トル	15			26			△ 10
	延べ面積	千 平 方 メー トル	96	10,555	7.9	156	16,831	10.4	△ 59 △ 6,275
工 作 物				69	0.1		111	0.1	△ 42
合 計	件	1,091	134,157	100.0	1,156	161,397	100.0	△ 65	△ 27,239

〔第 9 表〕 平成 24 年度無償貸付財産区分別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格
土 地	千 平 方 メー トル	7,399	121,144	91.9	7,422	133,935	88.8	△ 22	△ 12,791
立木竹	樹 木	千 本	5	16	(0.0)	5	16	(0.0)	— 0
	立 木	千 立 方 メー トル	1	2	(0.0)	1	3	(0.0)	△ 0 △ 1
	竹	千 束	—	—	—	—	—	—	—
	計		18	0.0		19	0.0		△ 1
建 物	建面積	千 平 方 メー トル	15			26			△ 10
	延べ面積	千 平 方 メー トル	96	10,555	8.0	156	16,742	11.1	△ 59 △ 6,186
工 作 物				69	0.1		55	0.0	13
合 計	件	1,091	131,788	100.0	1,156	150,754	100.0	△ 65	△ 18,965

〔第 10 表〕 平成 24 年度無償貸付財産区分別増減額
(価格改定によるもの)

区 分	数 量 単 位	増		減		差 引
		価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
土 地	千 平 方 メー トル	2,368	100.0	10,459	98.3	△ 8,091
立木竹	樹 木	—	—	11	(0.1)	△ 11
	立 木	—	—	27	(0.3)	△ 27
	竹	—	—	0	(0.0)	△ 0
	計	—	—	38	0.4	△ 38
建 物	建面積	—	—	—	—	—
	延べ面積	—	—	88	0.8	△ 88
工 作 物		—	—	55	0.5	△ 55
合 計	件	2,368	100.0	10,642	100.0	△ 8,274

(所管別増減額)

4 平成 24 年度における無償貸付財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、財務省所管のものの増加額、減少額がそれぞれ 96.3%、88.9% を占めている。

〔第 11 表〕 平成 24 年度無償貸付財産所管別増減額

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
参 議 院	—	—	—	1	0	0.0	△ 1	△ 0
最 高 裁 判 所	1	0	0.0	2	2	0.0	△ 1	△ 2
内 閣 府	4	43	0.0	4	31	0.0	—	11
総 務 省	—	—	—	—	0	0.0	—	△ 0
法 務 省	38	113	0.1	21	119	0.1	17	△ 6
財 務 省	835	128,955	96.1	865	143,800	89.1	△ 30	△14,845
文 部 科 学 省	3	20	0.0	5	226	0.1	△ 2	△ 206
厚 生 労 働 省	4	4	0.0	3	89	0.1	1	△ 84
農 林 水 産 省	24	196	0.1	23	311	0.2	1	△ 115
経 済 産 業 省	—	—	—	—	0	0.0	—	△ 0
国 土 交 通 省	39	2,957	2.2	130	15,787	9.8	△ 91	△12,829
環 境 省	8	183	0.1	4	38	0.0	4	144
防 衛 省	135	1,682	1.3	98	989	0.6	37	692
合 計	1,091	134,157	100.0	1,156	161,397	100.0	△ 65	△27,239

〔第 12 表〕 平成 24 年度無償貸付財産所管別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
参 議 院	—	—	—	1	0	0.0	△ 1	△ 0
最 高 裁 判 所	1	0	0.0	2	0	0.0	△ 1	△ 0
内 閣 府	4	22	0.0	4	22	0.0	—	—
総 務 省	—	—	—	—	—	—	—	—
法 務 省	38	113	0.1	21	109	0.1	17	3
財 務 省	835	126,852	96.3	865	133,948	88.9	△ 30	△ 7,096
文 部 科 学 省	3	20	0.0	5	24	0.0	△ 2	△ 3
厚 生 労 働 省	4	4	0.0	3	89	0.1	1	△ 84
農 林 水 産 省	24	187	0.1	23	307	0.2	1	△ 119
経 済 産 業 省	—	—	—	—	—	—	—	—
国 土 交 通 省	39	2,937	2.2	130	15,724	10.4	△ 91	△12,786
環 境 省	8	4	0.0	4	1	0.0	4	3
防 衛 省	135	1,645	1.2	98	526	0.3	37	1,119
合 計	1,091	131,788	100.0	1,156	150,754	100.0	△ 65	△18,965

(会計別増減額)

5 平成 24 年度における無償貸付財産の増減額を会計別にみると第 13 表のとおりである(平成 24 年度無償貸付総計算書 67 頁及び 98 頁参照)。

増加額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 1,289 億円、特別会計では、国土交通省所管の社会資本整備事業特別会計の 29 億円であり、減少額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 1,438 億円、特別会計では、国土交通省所管の社会資本整備事業特別会計の 157 億円である。

〔第 13 表〕 平成 24 年度無償貸付財産会計別増減額

会 計	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
一 般 会 計	1,053	131,074	97.7	1,040	145,382	90.1	13	△14,308
特 別 会 計	38	3,083	2.3	116	16,014	9.9	△ 78	△12,931
合 計	1,091	134,157	100.0	1,156	161,397	100.0	△ 65	△27,239